特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
石狩市は、母子保健に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
石狩市長

公表日
令和2年9月25日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	■母子保健法に基づく事務 ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・4か月から5か月、10か月から11か月、1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 （56の2の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　保健推進課
②所属長の役職名	保健推進課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	061-3216 北海道石狩市花川北6条1丁目41番地1 石狩市役所 保健福祉部　保健推進課　保健推進担当 電話：0133-72-6124 ファクス：0133-75-2270 E-mail：hokens@city.ishikari.hokkaido.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	061-3216 北海道石狩市花川北６条１丁目４１番地１ 石狩市役所 保健福祉部　保健推進課　保健推進担当 電話：0133-72-6124 ファクス：0133-75-2270 E-mail：hokens@city.ishikari.hokkaido.jp

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月12日	Ⅱ-1　対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月17日　時点	平成29年9月12日　時点	事後	時点修正
平成29年9月12日	Ⅱ-2　取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月17日　時点	平成29年9月12日　時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅰ－５ 評価実施機関における担当部署 ②所属長	－	保健推進課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策 新規追加	－	新規作成	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月24日	Ⅰ－７ 請求先	郵便番号061-3216 石狩市役所 保健福祉部　保健推進課　保健推進担当 住所：北海道石狩市花川北６条１丁目４１番地１ 電話：0133-72-6124 ファクス：0133-75-2270 E-mail：hokens@city.ishikari.hokkaido.jp	061-3216 北海道石狩市花川北６条１丁目４１番地１ 石狩市役所 保健福祉部　保健推進課　保健推進担当 電話：0133-72-6124 ファクス：0133-75-2270 E-mail：hokens@city.ishikari.hokkaido.jp	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月24日	Ⅰ－８ 連絡先	郵便番号061-3216 石狩市役所 保健福祉部　保健推進課　保健推進担当 住所：北海道石狩市花川北６条１丁目４１番地１ 電話：0133-72-6124 ファクス：0133-75-2270 E-mail：hokens@city.ishikari.hokkaido.jp	061-3216 北海道石狩市花川北６条１丁目４１番地１ 石狩市役所 保健福祉部　保健推進課　保健推進担当 電話：0133-72-6124 ファクス：0133-75-2270 E-mail：hokens@city.ishikari.hokkaido.jp	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月24日	Ⅱ-2　取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月6日　時点	令和元年5月31日　時点	事後	時点修正
令和2年9月23日	Ⅱ-1　対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日　時点	令和2年8月31日　時点	事後	時点修正
令和2年9月23日	Ⅱ-2　取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日　時点	令和2年8月31日　時点	事後	時点修正